

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

北海道札幌西高等学校 令和8年（2026年）4月

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨を踏まえ、学校のいじめ防止等の取組を保護者の皆様に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について（法には次のとおり定められています。）

いじめとは、生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった生徒が心身の苦痛を感じているもの。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じている

それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの生徒と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像が友達の間で SNS を通じて拡散されるのではないかと考えると、とても苦痛だ。

友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた生徒が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- 学校は、学校いじめ対策組織で対応します。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。
- いじめの解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校のいじめ防止に向けた取組を紹介します。

北海道
札幌西高等学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校HPを
ご覧ください。

いじめは、冷やかしかからかいなどのほか、情報機器を介したいじめ、暴力行為に及ぶいじめなど、学校だけでは対応が困難な事案も増加しています。また、いじめをきっかけに不登校になってしまったり、自らの命を絶とうとしてしまったりするなど、深く傷つき、悩んでいる生徒もいます。いじめの問題への対応は学校として大きな課題です。そこで、生徒達が意欲を持って充実した高校生活を送れるよういじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組みます。また、いじめを積極的に認知し、その事案には組織的に対応し、適切かつ速やかに解決するため、「学校いじめ防止基本方針」を定めています。

北海道
札幌西高等学校
いじめ対策組織
の役割や活動

構成員：校長・副校長・教頭・生徒指導部長・生徒指導部担当・教務部長・学年主任・該当生徒担任・養護教諭・関係教職員・スクールカウンセラー
○学校いじめ防止基本方針作成・見直し
○年間指導計画作成・委員会の企画・立案
○いじめ調査結果、報告等の情報整理・分析
○いじめが疑われる案件の事実確認・判断

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

- ・いじめ防止委員会（原則月1回・定例開催）
- ・学校いじめ防止基本方針（確認等）
- ・いじめ把握アンケート実施（年3回）
- ・教育相談（年数回）担任と生徒 ・スクールカウンセラー相談（毎月）
- ・いじめ撲滅に向けた意識涵養 ほか
（教職員）・学校評価アンケート ・いじめに関する教員研修の開催

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なく相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽に相談願います。

令和7年度の北海道札幌西高等学校のいじめ対策組織担当は、教頭です。

連絡先 011-611-4401（全日制） ・ 011-611-4406（定時制）

北海道教育委員会の相談窓口

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	sodan-center@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12時 13～17時
（メール）	tokucensodan@hokkaido-c.ed.jp	
石狩教育局教育相談電話（電話）	011-221-5297	月～金 8:45～17:30

道教委ホームページで、道のいじめに関する条例やいじめ防止基本方針、いじめに関する調査結果などを確認できます。

北海道教育庁学校教育局
生徒指導・学校安全課
Web ページ



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター